

意見公募手続関係資料

- ①伊予市老人憩の家条例を廃止する条例について(案)
- ②伊予市介護予防三世代交流拠点施設条例の一部を改正する条例について(案)

意見提出期間 令和8年1月30日(金)～令和8年2月18日(水)

【添付資料】

資料1 概要

資料2 伊予市老人憩の家条例を廃止する条例(案)

資料3 伊予市介護予防三世代交流拠点施設条例の一部を改正する条例(案)

【問合せ】市民福祉部長寿介護課

TEL 982-1111(内線1194)

FAX 909-6335

E-mail cyoju-kaigo@city.iyo.lg.jp